

第
4881
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 12月 24日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税、雑誌の取扱い

Q：消費税が改正された後の書店等で販売される雑誌の取扱いが明らかになったそうですが、どのようになったのですか？

A：平成26年4月1日以後に販売する雑誌全てに8%の税率が適用されます。

【解説】

これまでの取扱いは、特定新聞等の税率に関する経過措置において、不特定多数の者に週、月その他一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、その発行する者が発行する日を指定するもののうち指定する日が施行日前であるものについて、施行日以後に販売するものについては、旧税率(5%)を適用することとなっていました。

しかしながら、現在、ほぼ全ての書店では、バーコードで税抜価格を読み取り、レジで消費税を計算するシステム導入していることから、書籍・出版業界から、雑誌の発行日をもとに消費税率を変えようとすると、店頭での混乱が予想されるとして、この経過措置の廃止の要望が出されていました。

今回の改正は、これを受けて行われたもので、雑誌がこの経過措置の対象から除かれることとなりましたので、平成26年4月1日以後に書店等で販売される雑誌については、販売日に関係なく全て新税率8%が適用されることとなります。

